

令和7年度 巡回指導方針

令和7年度の巡回指導は、貸切バスの輸送需要回復に伴い、事業者の法令遵守意識向上のために、効率的かつ効果的に実施する必要がある。そのため、法令遵守がなされていると推認される営業所に対する特例を設け、特定の営業所に対しては法令遵守状況の確認を重点的に行うこととする。

優良営業所に対する特例

貸切バス事業者安全性評価認定制度による3ツ星の評価認定を受けている事業者であって、令和5年度及び令和6年度において、巡回指導確認項目に「否」の判定が1つもない営業所、又は令和6年度の巡回指導において優良営業所として除外した営業所は、

⇒令和7年度の巡回指導実施対象から除外。

※当該特例の対象となった優良営業所からの求めに応じ、巡回指導によらない往訪は可能

特定の営業所に対する巡回指導の重点化

(1)巡回指導結果において「適」の数が40以下、(2)運賃・料金に係る項目の判定が「否」、(3)点呼の録音・録画状況についての判定が「否」、(4)点呼時のアルコール検知器使用状況の写真撮影の判定が「否」、

⇒上記(1)から(4)のいずれかに該当する営業所は原則として3か月後に再度の巡回指導を実施。

特定の営業所に対する監査の重点化

巡回指導結果において上記(1)から(4)のいずれかに該当する営業所は、必要に応じて運輸支局による監査を実施。

【重点化後のイメージ】

